

「中区役所」と「株式会社ジェイコム湘南・神奈川 横浜テレビ局」が

## 「災害時における地域支援の協力に関する協定」を締結！

区役所では、発災時に区災害対策本部を設置し、情報収集や救援活動等を実施することとなります。

このたび、中区役所と株式会社ジェイコム湘南・神奈川 横浜テレビ局(局長 上田 康夫)(J:COM)は、発災時の応急対策や被災者支援に向けた取組として、「災害時における地域支援の協力に関する協定」(協定)を締結しました。

### 1 経緯

中区役所とJ:COMは「災害時における放送等に関する協定(平成25年締結)」に基づき、発災時の区民に対する災害情報の放送等についての協力体制を構築してきました。

同社系列のケーブルテレビジョンによる他都市での被災地支援の実績を踏まえ、J:COMから災害時の人的・物的な地域支援について提案をいただき、今回の協定を締結しました。

### 2 協定の概要

- (1) 名称  
災害時における地域支援の協力に関する協定
- (2) 主な内容
  - ア J:COMの社員及び関係者による人的支援
  - イ J:COMの保有車両及び救援物資等の提供
  - ウ その他
- (3) 協定締結日  
令和3年3月26日(金)
- (4) 協定締結先
  - ア 会社名  
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 横浜テレビ局
  - イ 本社所在地  
横浜市中区本町4丁目43番地 A-PLACE馬車道3階
  - ウ 従業員数  
約86名
  - エ 業務内容  
放送法に基づく一般放送事業、電気通信事業法による電気通信事業 ほか



#### お問合せ先

中区総務課長 梶原 豊 Tel 045-224-8110

## 災害時における地域支援の協力に関する協定

株式会社ジェイコム湘南・神奈川 横浜テレビ局（以下「甲」という。）及び横浜市中区役所（以下「乙」という。）は、災害時の地域支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、横浜市中区内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙又は地域が行う応急対策業務及び被災者支援業務に対し提供する協力内容等について明示することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に対し協力することができる。

- (1) 甲の社員及び関係者による人的支援
- (2) 甲の保有車両及び救援物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

### （協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の規定により協力の要請又は申し出（以下「要請等」という。）を行う場合は、別紙様式に所定の事項を記載し、第8条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより要請等ができるものとする。

2 甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請等を行った場合は、当該要請等の内容を別紙様式により、後日速やかに送付しなければならない。

### （協力の実施）

第4条 甲は、前条の規定により協力の要請等があった場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 甲が乙への協力にあたり知り得た情報の取り扱いについては、乙と協議の上決定するものとする。

### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく要請等により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として甲がこれを負担するものとする。

2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、双方が負担すべき額を決定するものとする。

### （サービス）

第6条 甲又は乙の要請等に基づき活動する甲の社員のサービスその他の取り扱いは、甲の定めによるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、甲の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲は管理部長、乙は総務課長とする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災計画等必要な情報の交換
- (2) 乙の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要な事項

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月26日

甲

神奈川県横浜市中区本町4丁目43  
A-PLACE 馬車道 3階  
株式会社ジェイコム湘南・神奈川  
横浜テレビ局 局長 上田 康夫

乙

横浜市中区日本大通35番地  
横浜市中区役所  
区長 直井 ユカリ